

京都府下各市町村
消費者行政担当課 御中

2016年（平成28年）7月29日

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 高嶋英弘（京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒ

ロセビル4階

TEL075-211-5920 FAX075-746-5207

迷惑勧誘防止ステッカー・迷惑電話防止機器についての要望書

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

地方消費者行政推進交付金が平成29年度を最終年度としているため、後記のような取り組みを貴自治体でも実施していただきたく、急ぎ本書を送付申し上げる次第です。

第1 要望の趣旨

- 1 迷惑勧誘防止ステッカーの作成・配布事業の実施
- 2 迷惑電話防止機器の設置・貸与・配布又はこれに対する助成金の交付事業の実施
- 3 上記1、2の各事業を、平成29年度の事業として実施（後記3参照）

第2 要望の理由

1 高齢者を中心に、訪問販売被害・電話勧誘被害の増加

高齢者は昼間在宅していることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売の被害に遭うことが多いです。国民生活センターによれば、2014年に全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、契約当事者が60歳以上の相談の件数は、訪問販売で53.6%、電話勧誘で70.8%に上ります。このような被害は、人口の高齢化率を上回る割合で増加しています。

今後、高齢者が増加していく中で、高齢者の消費者被害はさらに増加することが懸念されます。

また、高齢者の被害額は他の年代と比べて多額になる特徴を持っています。

そのため訪問販売被害・電話勧誘被害に対する対策を講じることは喫緊の課題とも言えます。

2 近年、訪問販売ステッカーが普及しつつあり、訪問販売被害の抑止的効果が期待できます。また、ステッカーを貼付することによる消費者の防犯意識の向上も期待できます。

消費生活条例で「拒絶の意思を表明している消費者宅への勧誘」が不当な取引行為として禁止されている道府県、市、区では、「このステッカーを無視して勧誘を行った場合は、〇〇市消費生活条例〇条違反になります。」といった記載をしているステッカーも増えてきています。条例が絵に描いた餅ではなく、実際に消費者を守るために機能している例ということが出来ます。

また、迷惑電話防止装置についても、電話通信各社や電話器メーカーが各種の装置を開発してきており、全国的に警察を中心に特殊被害防止対策として普及しつつあります。

3 実施に向けた財源の確保について（地方消費者行政推進交付金の活用）

「訪問販売お断りステッカー」の製作は、1枚当たり数十円でできます。迷惑電話防止機器の場合は初期費用として1万円前後の費用を要します。これらの設置助成事業にかかる費用については、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金」

の活用が可能です。既にこれを財源としてこの種の事業に取り組み始めている自治体も多数あります（訪問販売お断りシールは多数の自治体で実施。迷惑電話防止装置は、宇都宮市、富士市、焼津市などで実施）。

「地方消費者行政推進交付金」については、平成 29 年度が最終年度となっています。平成 29 年度までに事業として申請されていればその後もこれを利用することが可能となりますが、平成 29 年度までに事業計画が策定されていなければ、以後、これを使用することはできません。そのため、是非、平成 29 年度事業として、貴自治体におかれても地方消費者行政推進交付金を活用して迷惑勧誘防止ステッカーの作成配布および迷惑電話防止機器の設置のための事業を計画いただきたく、本要請をする次第です。